

審 第 6 1 0 号  
答 申 第 2 6 8 号  
令和3年5月31日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年5月10日付け審第〇〇号-〇〇による下記の諮問について、別紙  
のとおり答申します。

記

諮問第225号

平成29年8月25日付けで審査請求人から提起された、平成29年7月6日  
付け審第〇〇号で行った自己情報開示決定及び自己情報部分開示決定に係る審査  
請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成 2 9 年 7 月 6 日付け審第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定 1」という。）及び同日付け審第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成 2 9 年 5 月 2 2 日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成 5 年千葉県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 1 6 条第 1 項の規定により、「私が情報公開請求・行政不服審査請求した件のうち、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号及び第〇〇号による処分・平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇セ第〇〇号による諮問がなされた件についての文書一切。少なくとも、審査情報課、〇〇センターは担当課にお含め下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第 2 2 条第 2 項の規定により、平成 2 9 年 6 月 6 日付け審第〇〇号で自己情報開示決定等期間延長通知を行った。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に係る個人情報として、「理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について（諮問第〇〇号）」（以下「本件文書 1」という。）、「理由説明書に対する意見書の提出及び送付について（諮問第〇〇号）」（以下「本件文書 2」という。）及び「理由説明書の提出について（依頼）（諮問第〇〇号）」（以下「本件文書 3」といい、本件文書 1 及び本件文書 2 と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件文書 1 及び本件文書 2 については、本件決定 1 を行い、また、本件文書 3 については、本件決定 2 を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 2 条の規定により、実施機関に対し、平成 2 9 年 8 月 2 5 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第 4 7 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年 5 月 1 0 日付け審第〇〇号－〇〇で審議会に諮問した。
- (6) なお、本件開示請求は、審査請求人が以前行った行政文書開示請求に係る異議申立てに関連したものであり、本件開示請求の内容の中で記載されて

いる処分及び諮問の経緯は、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「公開条例」という。）第5条の規定により、「〇〇」を内容とする行政文書開示請求（以下「本件行政文書開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、本件行政文書開示請求に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で行政文書不開示決定（以下「本件行政文書不開示決定」という。）を、同日付け〇〇第〇〇号で行政文書部分開示決定（以下「本件行政文書部分開示決定」という。）を行った。

ウ 審査請求人は、実施機関に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行い、実施機関は、本件異議申立てを受けて、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

エ 審査会は、当該諮問を審査会諮問第〇〇号として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで収受した。

なお、本件開示請求の時点において、審査会による調査審議は行われていない。

### 3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

(ア) 本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

(イ) 裁量的開示を実施することを求める。

(ウ) 自己情報開示決定通知書にも、教示文を付することを求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

(イ) 不開示部分は、いずれも、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ第2号、第3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。

(ウ) 不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(エ) 全部開示の場合に教示文を付さないことは、全部開示の場合でも文書の特定等で争うことができるため、条例等の精神に違反する。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### ア 文書の特定

実施機関は、慣例に従って、再度の探索をすべきである。少なくとも、録音音声データ、審議において使用された文書、審議に参加した職員を呼んだ文書やその出席調整に関する文書やそれらに関連する文書等を特定すべきである。

#### イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

##### (ア) 条例第17条第6号非該当性

本件行政文書開示請求に係る文書は、本件異議申立てが認容すべきものであるから、認容されたものにつき、そのまま開示すべきである。また、情報公開請求に対して開示にならなくとも、自己情報開示請求に対しては開示になる情報も当然に存在するから、無用の混乱や事務処理の支障は生じ得ない。

よって、第6号には該当しない。

##### (イ) 条例第19条該当性

本件文書は、審査請求人が本件異議申立てに係り千葉県における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに千葉県の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするために、明らかに、個人の権利利益を保護するため特に必要があるものと認められる文書である。しかし、これを条例第17条第6号により不開示とすることは、公文書管理、情報公開、個人情報開示の制度そのものを否定することに他ならず、条例の精神にも違反する。

したがって、条例第19条による裁量的開示を実施しないことは、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があった。

よって、条例第19条による裁量的開示を実施すべきである。

また、情報公開においては、公益上の理由による裁量的開示を求めることができるのに、個人情報開示においては、裁量的開示を求めることができないとする理由はない。

#### ウ 教示文の不備

文書の特定について審査請求及び情報公開訴訟の対象となるにもかかわらず、教示文を付さなかったことは、法等の精神に違反するため、取消しを免れないものである。また、不開示部分がなくとも文書の特定について争うことができる以上、全部開示の場合にも教示すべきである。

### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求のうち、処分取消しを求める請求については、これを棄却し、また、裁量的開示及び教示文を付すことを求める請求については、こ

れらを却下することが相当である。

(2) 却下を求める弁明の理由

審査請求人は、本件審査請求で、実施機関に裁量的開示を求めること及び教示を付すよう求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

(3) 本件文書の特定及び内容について

本件開示請求のうち総務部審査情報課に係る文書については、審査会が作成又は取得した行政文書に係る自己情報の開示を請求したものであるが、審査請求人が実施機関にこれを請求していることから、実施機関が審査会での事務処理に関し、作成又は取得した行政文書に係る自己情報の開示を請求するものであると解して、請求に係る個人情報記録された行政文書として、本件文書を特定した。

(4) 本件決定の理由

ア 審査会における諮問案件の処理について

審査請求人が本件開示請求において求める自己情報は、本件異議申立てに係る文書であり、当該案件については、公開条例に基づく決定に係るものであるため、その事務処理の流れについてまず、説明する。

実施機関は、開示決定等について開示請求者等から不服申立てがあったときは、公開条例第20条第1項の規定により、速やかに審査会に諮問しなければならないとされている。そして、諮問を受けた審査会は、必要があると認めるときは、公開条例第23条第1項の規定により、開示決定等に係る行政文書の提示を諮問実施機関に求めることができる。

また、審査会は、同条第4項及び平成28年3月25日改正前の千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定。以下「要領」という。）第6条の規定により、開示決定等の理由を説明する書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めるものとされている。

そして、審査会は、公開条例第23条第5項及び要領第7条第1項の規定により、理由説明書の写しを不服申立人及び参加人に対し送付するとともに、意見書の提出を求めるものとされており、要領第7条第2項の規定により、意見書の写しを不服申立人、参加人又は諮問実施機関（当該意見書を提出したものを除く。）に送付するものとされている。

こうした事務処理を経て、審査会は、これらの行政文書、意見書及び論点整理資料などを基に、諮問実施機関の決定の妥当性について判断し、答申することになる。

イ 本件決定2の通知書における不開示理由について

諮問書に添付されていた異議申立ての対象となった行政文書の写し（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号から平成〇〇年〇〇月〇〇

日付け〇〇第〇〇号まで計50件)を開示すると、その適否について無用の混乱を招きかねず、県の機関が行う開示決定等の事務処理に支障が生じるおそれがあるため(条例第17条第6号該当)。

ウ 本件決定について

(ア) 本件決定1について

本件決定1は、請求の対象となる自己情報を全て開示するとしたものであるから、そもそも審査請求人との関係で違法又は不当となるものではないが、審査請求人は、文書の特定が不十分である旨主張するので、この点についての弁明は、後述する。

(イ) 本件決定2について

本件決定2では、実施機関が審査会に提出した開示決定等の関連文書を不開示とした。

開示決定等の関連文書は、不開示とされた箇所が黒塗りされる前の文書であり、条例に基づき不開示とすべき情報が記載されている。

そうすると、黒塗りされる前の文書をそのまま開示することができないのは自明であり、不開示とすべき情報を黒塗りして開示するとしても、そもそも原処分には争いがある以上、その黒塗りの範囲について、改めて争いが惹起されることは必定である。

したがって、開示決定等の関連文書を開示すると、その適否について無用の混乱を招きかねず、県の機関が行う開示決定等の事務処理に支障が生じるおそれがあることから、開示決定等の関連文書に記載されている情報は、条例第17条第6号の規定により不開示情報に該当する。

エ 本件決定の妥当性

(ア) 対象文書の特定について

審査請求人は、対象文書の特定が不十分であると主張している。

しかし、審査会における処理については、前記アのとおりであり、こうした事務処理の過程で作成又は取得する行政文書は、本件決定で特定したものが全てであって、文書の特定が不十分である等ということはない。

したがって、審査請求人の対象文書の特定が不十分であるという主張には理由がない。

(イ) 不開示情報該当性について

前記ウ(イ)のとおり、開示決定等の関連文書に記載されている情報は、公にすることにより、県の機関が行う開示決定等の事務処理に支障が生じるおそれがあることから、条例第17条第6号柱書の規定により不開示情報に該当する。

したがって、開示決定等の関連文書を不開示としたことは、違法又

は不当ではない。

オ 以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、いずれも違法又は不当ではない。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件開示請求の内容及び本件決定について

ア 本件開示請求は、審査請求人が行った本件行政文書開示請求に対する本件行政文書不開示決定及び本件行政文書部分開示決定並びに本件異議申立てに係る諮問についての個人情報を求めるものである。

イ 実施機関は、前記2(3)のとおり、本件文書に記録されている個人情報を特定し、本件決定を行った。

### (2) 個人情報の特定について

審査請求人は、前記3(1)イ(ア)及び(2)アのとおり、文書の探索が不十分であると主張し、また、存在する可能性のある個人情報を例示しているので、以下検討する。

審査請求人は、少なくとも、審査会における録音音声データ、審議において使用された文書、審議に参加した職員を呼んだ文書やその出席調整に関する文書やそれらに関連する文書等を特定すべきであると主張している。

審議会において確認したところ、本件異議申立ては平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで審査会に対し諮問され、同月〇〇日付けで審査会諮問第〇〇号として収受していたことが認められた。そして、本件開示請求の時点において、審査会による調査審議は行われておらず、審査会における録音音声データ、審議において使用された文書、審議に参加した職員を呼んだ文書やその出席調整に関する文書やそれらに関連する文書等が存在しないことが認められた。

したがって、実施機関による本件文書の特定は妥当である。

### (3) 不開示情報該当性について

ア 本件文書3は、「理由説明書の提出について(依頼)」に係る起案文書の一式であり、これには、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号の「異議申し立てに対する決定について(諮問)」(以下「諮問書」という。)及びその添付書類が含まれている。そして、諮問書の添付書類には、本件異議申立ての対象となった行政文書の写し(以下「本件審査会インカメラ資料」という。)が含まれている。

実施機関は、本件文書3のうち、本件審査会インカメラ資料を開示すると、その適否について無用の混乱を招きかねず、実施機関が行う開示決定等の事務処理に支障が生じるおそれがある(条例第17条第6号該当)として不開示とし、本件決定2は違法又は不当でないとして主張するので、以下、検討する。

イ 公開条例第23条第1項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。」と規定する。その趣旨は、審査会に提示された行政文書は、まさにその開示決定等の当否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該行政文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを閲覧することは不適當であるからである。

審査会に提示された開示決定等に係る行政文書については、公開条例第23条第1項の規定により、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を請求することはできないが、その提示された行政文書に自己情報開示請求に係る個人情報記録されていない場合は、公開条例第23条第1項を類推し、自己情報の開示を請求することができないと解するのが相当である。

なぜならば、本来、提示された行政文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを閲覧することは適當でないのであって、審査会に提示された行政文書に開示請求者の個人情報が記録されていない以上、開示を請求する手段が行政文書開示請求であるか自己情報開示請求であるかによって取扱いに違いを設けるべき理由はないからである。

ウ 審議会で見分するに、本件文書3は、審査請求人が行った本件異議申立てに対応して実施機関が発出した通知の起案文書であり、そのために、実施機関はその一式を本件開示請求で求める個人情報として特定したものと解される。

そこで、本件開示請求に対して、〇〇センターが保有する個人情報が記録された行政文書を、実施機関が特定した本件審査会インカメラ資料として見分したところ、そこに審査請求人の個人情報は記録されていないと認められる。

エ そうすると、前述のとおり、公開条例第23条第1項の規定を類推し、審査会に対し、本件審査会インカメラ資料に記録された個人情報の開示を求めることはできないと解さざるを得ない。

#### (4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 附言

本件では、前記2(4)及び(5)のとおり、審査請求人から平成29年8

月25日付けで実施機関に対し本件審査請求があったところ、実施機関は、平成30年4月23日付けで審査請求人に対し弁明書を送付し、同年5月10日付けで、審議会に対し、諮問している。

弁明書は、実施機関が不開示決定等の内容及び理由を説明するための書面で、審査請求人に十分反論を尽くさせるためのものであり、実施機関がこの送付に8か月も要したことは、不適切である。

実施機関にあっては、今後、適正な事務処理に努められたい。

## 7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月16日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成29年11月2日	反論書等の写しの受理
令和2年9月24日	審議（令和2年度第4回第1部会）
令和2年10月22日	審議（令和2年度第5回第1部会）
令和2年11月26日	審議（令和2年度第6回第1部会）
令和2年12月24日	審議（令和2年度第7回第1部会）

### 千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者